

会 議 録

令和 6 年度 第 3 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 7 年 2 月 10 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

和光市旧保健センター2階 会議室 1・2

開催時刻

午後 1 時 30 分

閉会時刻

午後 2 時 50 分

出席委員

事務局

菅野 隆

健康部部长

鈴木 正敏

斎藤 幸子

深野 正美

健康部次長兼長寿あんしん課課長

山口 はるみ

梅津 俊之

熊谷 和恵

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

安田 芳子

川口 暢

八木沢 直子

長寿あんしん課課長補佐

清水 孝悦

石井 ゆり奈

宮永 美都

長寿あんしん課長寿支援担当統括主査

茂野 洋之

酒巻 智和

松根 洋右

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

渡久地 勢子

島津 結実

長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査

沖 結里加

欠席委員

森田 圭子

岩崎 郁人

木暮 晃治

備考

傍聴者 なし

会議録作成者氏名

川口 暢

会 議 内 容

梅津次長	<p>本日は、ご多用の中、令和 6 年度第 3 回和光市介護保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます健康部次長の梅津でございます。議会に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。</p> <p><資料の確認></p> <p>1 開 会</p> <p>それでは開会にあたりまして、健康部長 斎藤より、皆さまに一言ご挨拶を申し上げます。</p>
斎藤部長	<p>皆様、あらためましてこんにちは。健康部長の斎藤でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、令和 6 年度第 3 回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして心からお礼申し上げます。</p> <p>本日の議題は諮問事項 5 件と報告事項 1 件となっております。委員の皆様から忌憚のないご意見をたまわり、和光市の介護保険の更なる向上へとつなげていければと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願います。</p> <p>2 諮 問</p>
梅津課長	<p>続きまして運営協議会に対しまして、市長から諮問させていただきます。本来であれば市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、斎藤健康部長が代理で行います。</p>
斎藤部長	<p><諮問書の交付></p>
梅津次長	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には議事録を作成し、公開いたします。その際、記録については要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承く</p>

菅野会長	<p>ださい。なお、会議録作成のため録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p> <p>3 議 事</p> <p>ただいまから令和6年度第3回和光市介護保険運営協議会を開会します。本日の会議は、15時00分までを予定しておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いします。それでは、会議の開催にあたり、委員定数について事務局の確認をお願いします。</p>
梅津次長	<p>本協議会は、15名の方が委員であり、その過半数である8名の出席が会議の成立要件となります。本日過半数以上の12名出席ですので、会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは議事に入りますが、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。深野委員、渡久地委員のご両名をお願いいたします。それでは、議事に沿って進めます。本日は、諮問事項が5つ、報告事項が1つとなります。諮問事項1について、事務局から説明をお願いします。</p>
島津統括主査	<p>それでは、諮問事項1「令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）」についてご説明します。資料1-1と資料1-2をお手元にご用意ください。</p> <p>3月議会に提出する予定の補正予算額は、2億3,791万9千円、補正後の予算総額は52億3,675万円となっております。</p> <p>補正予算案の説明をするにあたり、初めに健康部次長 梅津より、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて説明いたします。資料1-2をご覧ください。</p>
梅津次長	<p>こちらの資料は介護保険特別会計における期ずれの説明になります。</p> <p>介護保険制度では、市町村が国に介護給付費負担金の交付を求めるにあたりまして、政令等により、5月支払分から翌年4月支払分までの保険給付費を当</p>

梅津次長

該年度分として集計することになっていますが、本市では翌年4月分の保険給付費を当該年度の予算ではなく、翌年度予算で支払った上で、当該年度分として集計し、国に介護給付費負担金の交付を求める状況となっております。

初めに(1)をご覧ください。よろしいでしょうか。この資料は、当該年度予算で設置した支払月を黄色マーカーで、国庫負担金が対象とする支払分を斜線で表記しています。(1)は平成15年度の状態になります。平成15年度では、5月支払分から翌年4月支払分までを15年度予算で支出していました。この12回分を15年度分として国から国庫負担金の交付を受けております。この場合、当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと国庫負担金が対象とする支払月、斜線とが一致している状態になります。これが正しい状態になります。

次に(2)をご覧ください。(2)は16年度になります。16年度予算では、5月支払分から翌年3月支払分までの11回しか支出されていませんでした。この黄色マーカーが引かれていない撮影部分、平成17年4月支払分は、本来16年度で支出すべきものですが、翌年度の17年度予算で支出されておりました。その上で平成16年度分の国庫負担金については、16年度予算で支出した11回分に17年度予算で支出した4月支払分の1回分を加えて交付を受けておりました。

次に(3)をご覧ください。16年度に11回しか支出しなかったことにより、17年度以降は、当該予算で支出する支払月、黄色マーカーが4月から翌年3月までとなり、国庫負担金の対象支払時期は5月から翌年4月までになりますので、当該予算で支出する支払月、黄色マーカーと国庫負担金の対象支払月、斜線にずれが生じてしまいました。このため、和光市では国庫負担金の交付申請を行う際に、既に前年度分の国庫負担金の対象として申請済みの4月支払分を除き、次年度予算で支出した翌年4月支払分を加えたものを、当該年度分として国庫負担金の交付申請を行うことが、これまで続いておりました。

次に(4)をご覧ください。令和6年度になります。令和6年度に現状是正するための措置を行いたいと考えております。現状を是正するためには、当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと、国庫負担金の対象支払月、斜線とを一致させなければなりません。そのためには、平成16年度予算で支出を怠った

梅津次長	<p>1回分を補填することが必要になります。令和6年度に13回分の支出を行うこととなります。令和6年度当初予算では12回分の予算しか計上していませんので、今年度13回分を支出するためには、令和7年3月定例会で1回分の保険給付費を増額する補正予算をお認めいただくことが必要であります。そのための一般会計からの繰入金をご今回補正予算の方に2億1000万円計上させていただきます。</p> <p>なお、この2億1000万円につきましては、次の第10期の保険料を算定する際に、算定の基礎の方に加えさせていただいた上で、保険料に上乗せした保険料として徴収した上で、一般会計の方に返還していくこととなります。あらためまして、第10期の保険料を協議させていただく際にこちらの協議会の方で議論することになりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご説明いただきましたしましたが、どうしてこういうことになったのでしょうか。</p>
梅津次長	<p>なぜこんなことが起こってしまったか、というところですが、平成16年度に結果11回しか支出しないで、本来16年度予算で支払うべき4月分を翌年度予算で支払ってしまったというのがありました。当時の職員がまだ数名おられますので、状況を聞いたのですが、当時、一応12月に補正予算を組んだんですけれども、結局年度末までは足りなくて、当時の統括主査に補正予算を組むのかどうか相談したところ、翌年度予算で支払うように、という指示がありまして、そういう対応をとってしまったというところを確認しております。</p> <p>ただ、その原因が、統括主査の独断だったのか、上の課長であったり、次長だったり、部長まで承知してこういうことをしてしまったのかっていうのはちょっとわかりませんが、平成16年度に11回分しか支払わなかったということが原因になります。</p>

菅野会長	<p>本来払うべきところを払わなかったということで、何年か後に払うという状況、これは延滞金とかはかからないのでしょうか。</p>
梅津次長	<p>今のところ、県や国のほうから、そういった指摘はないのですが、本来平成16年度予算で払うべきものを、17年度、翌年度のお金を使って申請しているんですが、その原資はともかく、国から入ってくる負担金の額としては、正しいというか妥当な金額の方をいただいておりますので、多くもらいすぎているとかそういったわけではございませんので、実際に会計検査の報告につきまして、令和2年度分まで会計検査の方にこの期ずれが生じている、という報告はしておりますが、特に指摘等はされてはいない状況です。</p> <p>先ほど申し上げたこの2億1000万円については、第10期の保険料以降で上乘せして、それで一般会計の方に返すってこととなると思いますので、その辺ちょっと市民の皆様にご負担をかけるような形になってしまいます。</p>
菅野会長	<p>しかし、大きなお金の支払いの件をですね、1担当者、何人でやったか知らないけどの一存でこういうことができたってこと自体、システム上ちょっと問題があるんじゃないかなと。議会とかは知ってたんですかね。</p>
梅津次長	<p>議会のほうからも特に決算にこういったご指摘はございませんでした。</p>
菅野会長	<p>また、これでつじつま合わせりゃいいってもんじゃないと思いますが、とりあえず、今回これで本来の姿に戻るっていうわけですね。今後そういうことがない方がいいんじゃないかと思うんですけど、よろしいですか、皆さん。</p>
川口主幹	<p>それでは、期ずれの説明を次長よりさせていただきましたので、質問事項1の続きとしまして、特別会計補正予算第3号の全体の説明を続けさせていただきます。</p>

島津統括主査

では、補正予算案の説明をさせていただきます。資料 1-1 の 2 ページ目から 3 ページ目をご覧ください。

こちらは、今回の補正予算の歳入科目の一覧となります。表の節の欄に、カタカナで「ア」から「ソ」を振っておりますので、後ほどこの項目ごとにご説明いたします。なお、歳入の「ア」～「ク」、「コ」、「サ」、「ス」、「セ」については、歳出の保険給付費や事業費などの増額又は減額に伴う、法定負担割合分の増加になります。保険給付費や事業費などの補正については、後ほどご説明いたしますので、ここでは説明を省略いたします。

では 1 枚めくって 4 ページ～5 ページをご覧ください。

こちらは、今回の補正予算の歳出科目の一覧となります。表の事業名称の欄に、カタカナで「タ」～「モ」を振っておりますので、後ほどこの項目ごとに説明いたします。

では、項目ごとの説明にうつります。資料の 6 ページをご覧ください。

まず、歳入の「ケ 利子及び配当金」について説明いたします。介護給付費準備基金は、和光市の他の基金とともに運用を行っておりますが、運用により生じた今年度の利子の金額が、23 万 5 千円に確定したため、当初予算 1,000 円との差額 23 万 4 千円について、増額補正をするものです。

次に、歳入の「シ その他一般歳入繰入金」について説明いたします。

「その他一般会計繰入金」は、今回 2 種類の繰入金に分かれております。

一つ目が、市町村特別給付に充当するための繰入金です。市町村特別給付費は支出の 25%を「その他一般会計繰入金」から繰り入れを行っておりますが、このたび歳出の市町村特別給付費の増額に伴い、1,853 万 6 千円が令和 6 年度の繰入見込額となります。当初額は下に記載しております、1,831 万 4 千円でしたので、差額 22 万 2 千円の増額補正をいたします。

二つ目が、負担金等の対象外となる保険給付費に充当するための繰入金です。負担金等の対象外となる保険給付費については、先に次長の梅津より、資料 1-2 で説明させていただいた内容となります。負担金等の対象外となる保険給付費は、令和 6 年 4 月に国保連合会へ支払った保険給付費が対象となっており、

島津統括主査

千円未満を四捨五入しますと、総額で3億285万6千円となります。こちらの財源として、一般会計より2億1千万円を借入金として繰り入れるものです。

市町村特別給付費に充当するための繰入金及び負担金等の対象外となる保険給付費に充当するための繰入金の補正額を合計し、「その他一般会計繰入金」は2億1,022万2千円の増額補正となります。

次に、歳入の「ソ 介護給付費準備基金繰入金」について説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

基金繰入金の内容については、このたびの保険給付費の補正に伴うものと、保険給付費以外の補正に伴うものがございます。そのうち、保険給付費の補正は、負担金等の対象となる通常の12か月分の保険給付費と、先にご説明しました平成16年度に生じた支払月のずれによる負担金等の対象外となる一月分の保険給付費の補正がございます。通常の12か月分の保険給付費については、歳出の5,953万1千円の減額補正に対し、歳入の基金繰入金は1,576万7千円の減額補正となります。負担金の対象外となる保険給付費については、歳出の3億285万6千円の増額補正に対し、歳入の基金繰入金は9,285万6千円の増額補正となります。保険給付費以外については、歳出の540万6千円の減額補正に対し、歳入の基金繰入金は56万6千円の減額補正となります。合わせて、介護給付費準備基金の補正額は、7,652万3千円の増額補正となっております。

次に、歳出について説明いたします。資料の8ページをご覧ください。

まず、「タ 介護認定審査業務」について説明いたします。こちらは、介護認定審査会に出席される委員長及び委員の方への報酬費用となります。これまでの実績より、今年度の開催回数がおおよそ確定したため、補正するものです。当初予算では定例会・臨時会と合わせて64回の開催を見込んでおりましたが、実際には臨時会の開催がなく、今年度は56回の開催となる見込みのため、委員報酬について、委員報酬について56万8千円を減額補正いたします。

次に、「チ 認定調査業務」について説明いたします。資料は9ページと10ページになります。

島津統括主査

認定調査業務は、主治医意見書手数料と、訪問調査委託料についての補正となります。まず9ページの主治医意見書手数料について説明いたします。主治医意見書手数料は、要介護認定に必要な主治医の意見書作成にかかる費用を市が負担するものです。当初予算では、年間3,050件を見込んでおりましたが、5月～10月の半年間の実績より、ひと月あたりの最大値と伸び率から今年度の件数を見込むと、2,528件程度となることが予想されるため、258万1千円を減額補正するものです。

次に10ページをご覧ください。訪問調査委託料について説明いたします。訪問調査委託料は、要介護認定に必要な訪問調査を市職員以外に委託する際の委託料です。当初予算では、年間3,050件を見込んでおりましたが、5月～11月の7月分の実績より、ひと月あたりの最大値と伸び率から今年度の件数を見込むと1,725件程度となることが予想されるため、530万円を減額補正するものです。

主治医意見書手数料と訪問調査委託料の補正額を合わせまして、認定調査業務は788万1千円の減額補正となります。当初予算より減額となった要因としては、コロナ禍の期間の要介護認定更新の際は、感染予防のため主治医意見書や訪問調査なしに更新を行うことができる特例制度を導入しておりましたが、特例が終わったことにより、認定調査の件数が大幅に伸び、その伸び率を加味して令和6年度予算を作成しましたが、実際にはそこまで伸びなかったことなどが考えられます。

次に、「ツ～ハ 保険給付費」について説明いたします。資料は11ページから12ページとなります。

まず、11ページをご覧ください。こちらの「介護サービス費等諸費」の表では、3月補正の対象となる保険給付費を載せています。表の(A)欄は、補正前の予算額となっております。初めに説明させていただきました、介護保険特別会計における支払月の期ずれにより負担金等の対象外となる保険給付費について、ずれを修正するための費用を補正予算に計上しております。本来は1年度に12か月分を支出しますが、今年度は13か月分の支出になります。ひと月分

島津統括主査	<p>多くなっている負担金等の対象外となる保険給付費は(B)欄に載せております。金額は、令和6年4月に国保連合会に支払った金額を四捨五入したものとなっております。また、通常の12か月分の保険給付費につきましても、これまでの実績より今年度の見込を算出し、予算現額との差額を補正額として(C)欄に載せております。介護予防サービスで増額補正、それ以外で減額補正の傾向となっております。こちらについては、介護予防サービスを受ける要支援者数の増加が要因の一つと考えられます。(A)欄の補正前予算額から、(B)欄の負担金等の対象外分の補正額と(C)欄の通常の保険給付費の補正額を合わせまして、(D)欄にそれぞれの科目ごとに補正後予算額を載せております。</p> <p>では、12ページをご覧ください。こちらの表には、補正後予算額から補正前予算額を差し引いた補正額を載せております。合わせまして、保険給付費は2億4,332万5千円の増額補正となっております。</p>
沖統括主査	<p>次に「ホ 地域送迎」から「ム 介護予防強化サービス事業」については、別の資料で説明します。資料「1-3」をご覧ください。</p> <p>歳出の「ホ 地域送迎」についてご説明します。こちらは、当初よりも利用者が増加したことに伴い89万円を増額補正するものです。</p> <p>次に「マ 介護予防・生活支援サービス事業」についてご説明します。負担金・補助金及び交付金について、対象者の増加に伴う訪問及び通所事業の利用者の増加また介護予防強化サービス事業の整備を行ったことに伴い、事業者側が受け入れしやすくなったことで利用者が増加したなどの要因により、533万9千円を増額補正するものです。</p> <p>「ミ 総合相談支援事業・権利擁護事業」についてご説明します。当該事業については、成年後見制度利用支援のための経費助成等を行うものですが、当初の想定よりも利用者が少ないことから、400万円を減額補正するものです。</p> <p>最後に「ム 介護予防強化サービス事業」についてご説明します。当該事業については、令和6年6月からの介護報酬に係る処遇改善加算等の改定に併せて、市の介護予防強化サービス費の改定を行ったところ、当初予算を上回ることが見込まれたため12月に増額補正を行いました。それでもなお不足が見</p>

沖統括主査	<p>込まれるために3月に改めて38万円を増額補正するものです。</p>
島津統括主査	<p>では、資料1-1の13ページにお戻りください。</p> <p>「メ 介護給付費準備基金積立」についてご説明いたします。歳入の「ケ 利子及び配当金」で説明させていただいたとおり、介護給付費準備基金の運用により生じた利子は23万5千円となりましたが、これを基金に積み立てるため、当初予算1,000円との差し引き23万4千円について補正予算を計上します。これにより、基金の積立状況は、3月補正後においては、1億9,862万8千円となる見込みです。</p> <p>では資料の14ページをご覧ください。最後に、「モ 過誤納還付金」について説明いたします。</p> <p>歳出予算における過誤納還付金とは、過去に遡って転出等の届け出がなされたり、所得状況の修正申告がなされたりして、過年度にすでに納付済の介護保険料額が変更になり還付が生じた場合に支出するものです。今年度当初予算では200万円を計上しておりましたが、令和6年12月13日時点での執行率が65.5%となっております。支出の予測をたてるのが難しい科目ではありますが、これまでの実績より、ひと月あたりの最大値が続いた場合、予算に不足が見込まれることから、20万円の増額補正を計上するものです。なお、令和6年6月の支出実績については、年度切り替えにより金額が突出して多いため、最大値から外しています。</p> <p>説明は以上となります。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今年度は、要するに13か月分で計算するってことですよね。13か月分ってことでよく細かい数字が出ましたけど、全体の給付金とかには、その他に影響はそんなにないわけですよね。</p>
梅津次長	<p>今回、一般会計からの繰入を使わせていただいています。その他、介護保険の基金の方からも9000万円ほど計上しております。この話となりますが、</p>

来年度当初予算を計上するために、1億2000万円ほど基金を切り崩しておりますので、基金の残高が7000万円程度になってしまいます。

そうした場合につきましては、令和6年度の決算が終わって、歳計剰余金がどれくらい出てくるかというところを見極めなければならないのですけれども、場合によっては8年度の予算を組むのが非常に厳しくなってしまう状況になりますので、6年度決算が終わって、最終的な基金残高を見まして、場合によっては事業の見直しに取り組まなければならない状況になるかもしれません。

菅野会長

というように、影響がずっとここに引きずられてきているわけですね。

給付費を13か月分ではなく、1か月を少し月賦にしてもらおうというわけにはいかないんでしょうね。基金がそんな7000万円ぐらいになってしまうのはちょっと不安ですよ。しかも一般会計から繰り入れるとなるとやっぱり議会を通さなきゃいけないと思うのですが、当然議会でも追及されるんじゃないでしょうか。

梅津次長

本来16年度に11回しか支払わなかったのですが、17年度に13回分を計上すればすぐに対応できたのですが、結局17年度も12回分の予算しかなくて、そのために18年の4月分を18年度で払った。結局、ここまで来てしまっただけで、当時の1回分というのが1億2000万円程度だったのですが、今ずっと介護保険自体が膨らんできてますので、月3億円程度になっています。

ただ、どこかで13回分支払うことをしておかないと、結局また先送りになってしまいますので、今回発覚したのが令和6年度で13回の計上させていただいて、そしてその2億1000万円を一般会計に返すためには、第9期、今期中ではなかなか保険料を上げるのは難しい状況になりますので、やはり10期の保険料に上乘せすることになるのですが、その第10期の1期3年でやりますと、もうそれだけで介護保険料が300円以上上がってしまいます。ですので、第10期の1期3年で返すのか、2期6年、それか3期9年で返すのかというこ

梅津次長	<p>とにつきましては、第10期の保険料を協議していただく際に、皆様にご提示させていただいて、許容できる保険料の増額の幅とかを見ていただいた上で、3年で返すのか、6年で返すのか、9年で返すのか、ということを議論していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>結果を見て考えるわけですね。でも、そのせいで事業の見直しをしなきゃいけないとか、保険料が上がらなきゃいけないとか、いろんなところに影響が出てきているわけだから、これはやはり、今後こういうことがないようにしていかないと。</p> <p>はいお願いします。</p>
鈴木副会長	<p>3月補正後の基金の積立状況は1億9800万円ということで、この数字は今を考えると相当少なくなっているっていう状況なんですか？この積立というのは他の市でも、医療費、国保なんかでもそうなんですけど、見えない部分、数字がありまして、ですから、基金積み立てでは、ある程度ないと不安な状況だと思うのですが、その辺で他市の状況なども含めて、本来どのくらい基金を保有するのが望ましいか、その辺のところを教えてください。</p>
梅津次長	<p>はい。今年度、令和6年度の当初予算を組むに当たりましては、基金からの繰入金は当初6000万程度でしたが、これから議論いただく令和7年度予算では1億2000万円繰入しております。</p> <p>もし令和8年度、同程度になりますとやっぱり1億2000万円の繰入になりますと、今この1億2000万円使ってますので、残りが7000万ほどしかないという状況であります。</p> <p>令和6年度決算が終わって歳計剰余金、金額を見て、5,000万円ほど剰余金が出て、1億2000万円程度の基金がありますよっていうことであれば、令和7年度と同程度の事業を組むことができると思うんですが、そこでもう基金の残高が1億とかなってしまいますとやはり2000万程度の事業を削らなければと</p>

菅野会長	<p>いう形になりますので、もうちょっと6年度決算段階では数字で確認、判断させていきたいと思いますが、当然協議会の方お話をさせていただき進めていきたいと思います。</p>
菅野会長	<p>他によろしいでしょうか。よろしければ採決を行いたいかと思います。諮問事項1、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算第3号案について原案とおり承認とするということによろしいでしょうか。</p> <p><承認></p>
島津統括主査	<p>次に進めさせていただきます。諮問事項2について事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは諮問事項2「令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算(案)」について説明いたします。資料2と本日お配りしました資料2(追加分)をご用意ください。ではまず資料の2から説明いたします。</p> <p>資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度の介護保険特別会計の基本方針について説明いたします。</p> <p>令和7年度は第9期介護保険事業計画における2年目となり、この年、団塊の世代すべてが75歳以上を迎えることとなります。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年も見据え、制度の持続可能性を確保しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や支援が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けた取り組みを実施する必要があります。</p> <p>令和7年度の和光市介護保険特別会計は、介護給付を確保しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業・任意事業の適切な運営を図り、今後増加が見込まれる認知症に対する施策や高齢者の地域のつながり・支援等も見据えた予算編成としております。</p>

島津統括主査

次に、「(1)令和7年度当初予算における新規事業及び主な変更点」について説明いたします。まず、新規事業として「ア チームオレンジ運営補助金の整備」がございます。今まで任意で活動を行っていただいていたチームオレンジに対し、認知症の本人やその家族が地域で安心して暮らし続けられる活動を支援し、地域共生社会の実現に寄与することを目的に、令和7年度より補助金を計上するものです。

次に、「イ GBERの運用の継続」について説明いたします。GBERとは、元気高齢者の地域活動をサポートするウェブアプリで、高齢期に役立つ様々な地域活動について掲載しており、和光市に在住の65歳以上であれば、どなたでも無料で利用することができます。昨年度までGBERの運用については東京都健康長寿医療センター研究所の予算で行っていましたが、事業を継続して行うため、令和7年度より市の予算に計上するものです。

次に、「(2)歳出」について説明いたします。保険給付費は、令和6年度の要介護者、要支援者それぞれの認定の伸びを考慮し、各種介護サービス給付費については4%、各種介護予防サービス給付費については20%増で供給量を推計しました。また、各特例給付については、毎年50万円を予算計上してまいりましたが、近年の実情を考慮し、計上額は科目設定のみの千円に減額しました。市町村特別給付費については、財源の25%としていた「その他一般会計繰入金」について、本来は財源のすべてが第1号被保険者保険料で行うものであり、県からも一般会計が入るのは好ましくない、との指摘も受けたことから、廃止としました。また、地域支援事業費では、各地域包括支援センターの人件費等見直しに伴った委託センター事業費を計上しました。なお、市町村特別給付費は事業費の統合を、地域支援事業費は、国の事業名の変更等にあわせつついくつかの事業費の統廃合を行っております。

次に、3ページをご覧ください。「(3)歳入」について説明いたします。歳入は、保険給付費に充当される介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、また総務費等に充当される一般会計繰入金等で構成されております。

資料の4ページから5ページをご覧ください。こちらの円グラフは、歳入の

島津統括主査

科目ごとに財源の内訳を示したものです。5 ページの黄色い円グラフの、事務費にあたる総務費は、財源のすべてを一般会計からの繰入金で負担しております。同じく5 ページの緑色の円グラフの、保健福祉事業及び市町村特別給付は、財源のすべてを第1号被保険者保険料で負担しております。

では3 ページにお戻りください。また、「資料2 (追加分)」もあわせてご覧ください。歳入の約24.4%を占める介護保険料については、第9期基準月額5,880円を基礎とし、第9期計画の推計値による被保険者の増加の人数(15,555人、対前年度実績比153人増)による保険料収入の増加を見込んだ予算計上をしております。

また、歳入の約20.1%を占める国庫支出金、約13.6%を占める県支出金、約25.0%を占める支払基金交付金の、合わせて歳入の約58.7%となるこれらの支出金等については、歳出に連動する形で、各種サービス給付及び事業に要する費用の見込額に、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。このほか、保険給付費、各種事業費及び事務費等に充当するため、一般会計から歳入の約14.4%にあたる繰入金、また介護給付費準備基金からは約2.5%に当たる繰入金、合わせて約16.9%の繰入金を計上し、予算を調整しております。

では、資料2の6ページをご覧ください。こちらには基礎情報として、介護保険事業の補足となる情報を記述しており、予算作成のベースとなる第1号被保険者数の伸びや、保険料基準額などを載せております。

次の7ページは、歳入予算についての一覧となっております。1枚めくっていただいて8ページは歳出予算の一覧となります。項目ごとの個別の予算額については、ご不明点や気になることなどございましたら、後ほどご質問ほど、よろしく願いいたします。

予算の規模としては、総額49億7,725万1千円となり、令和6年度当初よりも1億8,790万円、約3.9%の増加となります。

最後に、9ページをご覧ください。こちらは、令和7年度当初予算における基金の積立状況の見込額となります。諮問事項1の3月補正予算で説明させていただいたとおり、3月補正予算後の令和6年度末の基金の保有額は、1億2,742

島津統括主査	<p>万2千円を予算計上しており、差引令和7年度当初の基金保有額は7,120万8千円となる見込みです。「令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算(案)」についての説明は以上となります。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>予算が今年度比1億8700万円増加ですが、さっきの話に戻りますが、予算がこんなに上がって大丈夫なのか、非常に厳しい状況そうですね。サービスの低下ってことは避けていただきたいのですが、予算は予算だし、基金が7000万円ですか。大変そうですが・・・、はい、どうぞ。</p>
山口委員	<p>高齢者がこれからどんどん増えていくところで予算等々の話も聞く。介護予防の授業は来年度から減らされていくってということでとても不安に思っています。いろんなことを考えてくださっているとは思いますが、予算のために減らされて要介護者がどんどん増えていくという状況になったらとても怖いと思うので、何か手立てがないのかなと思いつつ、私の感想になるんですけども利用者が少ないバスの運行の方の取りやめをするとか、何か予算が介護の方に回ってくればいいのになぁと思う、私の意見です。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。ご意見他にいかがでしょうか。徐々にまた健全な関係に戻っていただくように努力していただきたいと思います。</p> <p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>諮問事項2 「令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算(案)」について原案のとおりでよろしいでしょうか？よろしかったら挙手をお願いします。</p> <p><全員挙手 承認></p>
菅野会長	<p>続きまして、諮問事項3について、事務局から説明をお願いします。</p>

酒巻統括主査

はい。それでは諮問事項 3 「和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明いたします。資料につきましては、右上に資料 3 と書かれているものをお手元にご用意いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

まず改正の趣旨でございますが、こちらは非常に長くなって申し訳ございませんが、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」というものが交付されました。そちらに今回の条例改正に関わる内容が交付されたということに伴ってこちらの条例を改正するというものになります。

では、改正の内容についてご説明させていただきます。改正の内容に関しては 2 つございます。

一つ目が専門職の配置について常勤換算方法による配置とするということでございます。こちらは常勤の専門職の配置についてこれまではお一人で決まった時間、就労の勤務時間を達成しなければいけなかったものが常勤換算方法による配置を可能とするという規定でございます。こちらの件に関しましては、今年度の第 1 回介護保険運営協議会において当該配置基準を運用することについてご承認をいただいているところです。平成 18 年に厚生労働省から発出された、「地域包括支援センターの設置運営について」という通達の中で、地域包括支援センター運営部会において承認をいただくことで運用可能となっていたものです。この度の省令において、基準に明文化することになったため、条例に明文化する改正を行うものです。

二つ目は、複数の地域包括支援センターの担当区域を一つの区域として認められた場合、専門職の配置数を規定することについてということの改正となっております。改正前、現行においては、1 つの担当区域の第 1 号被保険者に応じた専門職種及び配置数を規定しております。改正後は、複数の一つの区域とみなして合算した第 1 号被保険者数に応じた専門職の配置及び配置数、及び配置数及び地域の実情に応じた職種の配置を規定するという内容になっております。

酒巻統括収差

言葉だけではなかなかわかりづらいので、裏面をちょっとご覧ください。

上半分の方が先ほどの常勤換算方法の考え方を図化したものです。こちらは、先ほど申し上げた第1回運営協議会の方でご説明させていただいている内容と同じものが書いてありますので、ここでは割愛させていただきます。

下半分が二つ目の改正内容のものを図化したものになります。例えば、1つの市の中で3つ区域が分かれており、各地域に6000人ずつ第1号被保険者がいた場合、専門職の配置については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれ1人ずつを配置しなければならないという決まりになっております。これが現在です。ですので図をご覧くださいと、それぞれの地域に3職種いるというのが確認いただけると思います。

改正後を見ますと、この3つに分かれている区域を1つとみなします。そうすると18000人の第1号被保険者がいるという形になります。配置すべき専門職は9名ですね。それぞれ保健師、社会福祉士、介護支援専門員を、1人ずつ配置しなければいけないので合計9名配置をするということ、全体の配置数は変わらないのですが、そこでポイントであるのが図の左の区域に関しましては、保健師と社会福祉士の2人のみ配置になっています。逆に上の方の区域に関しては、社会福祉士が2人配置されているというのをご覧くださいと思います。これは各地域にですね、こういった専門職が多い方がより適切な運営ができるという判断した場合、こういった配置で、左の地域に関しては連携をすることで、社会福祉の機能は運用できるという判断をした場合には専門職のうち、どれかの職種を省いて、他のところの区域に回すと、こういった職種の配置の仕方ができるようになるという条例の改正でございます。

条例の改正の内容についての説明は、以上となります。

菅野会長

はい、ありがとうございます。

我々医療の世界でも当然こういうことは前から行われているんですけども、例えば図にあるA市は3地区に分けてるんですけどパートの勤務ができるようになるわけですね。A市以外の市にもお仕事として、例えば10時間パー

菅野会長	<p>ト勤務をしていて、この A 市でも 10 時間だけ働くといったことも可能になってくるわけですね。この図だとあくまでも A 市だけで完結しているわけだけども、今、パートで働かれる方も多いわけです。</p> <p>30、40 時間、40 時間で常勤ですけれども、例えば、10 時間だけ働きたいって方も多くいらっしゃるかと思います。ですから、ここでは 3 人 3 人 3 人で区切ってますけれども例えば 10 時間の他パートの人が 4 人でまわしていてもいいわけですね。働く方で、保健師さんや社会福祉士って職種の方は少ないですから、その能力活用をしていくには、働き方が柔軟にできるようにやっていかないと、あまり堅苦しく区切ると働かなくなっちゃいますからね。</p> <p>他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>
鈴木副会長	<p>今、和光市の 1 号被保険者、1 万 5,500 人になっているわけなんですけど、この図から見て、配置なんかも含め、今の和光市の実態というか、状況はどのようになっているのでしょうか。</p>
酒巻統括主査	<p>はい、データ自体は少し古くなるのですが、令和 6 年 5 月の時点で、和光市は 5 つの区域があり、まず北地域包括支援センターにおいては、2,854 人です。第 2 北地域包括支援センターの方が 3,660 人、そして中央包括が 2,391 人、中央第 2 が 2,098 人、南地域包括が 4,364 人という人数になっております。合わせて 1 万 5,364 人となっております。</p>
鈴木副会長	<p>ということは基準より充実した体制で、状態であるということよろしいでしょうか。</p>
酒巻統括主査	<p>はいおっしゃるとおりの認識でよろしいかと思います。和光市の場合は、2,000 人台の包括もあれば、4000 人ぐらいの包括もありますが、各地域包括には、専門職、必ず 1 人ずつ配置をするというこちら、より充実した体制などを構築するという意味で、配置をお願いしているところです。</p>

菅野会長	<p>例えば定数、配置されているのが2,000人のところで4,000人を超えるとすると当然仕事量が下がりますよね。そうした場合、このような専門職のパートとしてあちらに貸し出すと言ってはおかしいんですけど違う大きな集団の地域で働いてもらうと柔軟に動けるようになるんですかね。</p>
酒巻統括主査	<p>はい。実は例えば南地域包括支援センターは、専門職というよりは事務員さんを多く配置をして、よりその専門職の人が専門職たる部分をより発揮できるような人員配置にしております。</p> <p>もう1つ、専門職そのものを派遣というか行ったり来たりするっていうことについては、例えば南包括さんの専門職を、表現が何と言ったらいいか、派遣というかそういったことができるかどうかということのご質問だと思っておりますけれども、これは理屈上、この基準上は、可能です。ただ、必要性として本当に必要なかどうか。やはり貸し出すという形をとれば、貸し出された方が手薄になるということになりますし、また例えば1日だけスポットで行って、果たしてそれで十分に機能が果たせるかという、やはり人の関係性なので、いろんな構想の地域の方の特性とか事情とかを考えたうえでないと、なかなか機能として発揮しづらいということもあるかもしれません。そうすると、本当にそこに行ったり来たりすることを必要とするのか、もしくはそれでなければ、そもそも2人そこに配置するような配置計画をすとか、いろんな想定があるかと思っておりますけれども、まずご質問の、可能かというご質問であれば可能です。</p>
菅野会長	<p>私が言いたかったのは、例えば医療だと、医者は入院だと26人、精神科で48人、一般だと16人の患者さんに1名が必須なわけですよ。こういうところでは地域に、専門職が1人ずついればいいということであれば、その地域が4000人だろうが2000人だろうが、その専門職の配置は3人でいいわけだ。ということですね。そうすると仕事の量に偏りができて、かえってそこら辺は担当する人数を大体平均化していかないとね。仕事量が例えば質でも量でも仕事量に差が</p>

菅野会長	<p>出来て大変じゃないかなと、そこら辺を柔軟な移動でバランスよく配置できるようになればいいのかな、とちょっと思ったので。</p> <p>ではよろしいでしょうか。それでは採決させていただきます。</p> <p>質問事項 3 「地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例（案）」について、原案のとおり承認することでご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p><全員挙手 承認></p>
菅野会長	<p>それでは次に進みます。諮問事項 4 について、事務局から説明をお願いします。</p>
酒巻統括主査	<p>はい、それでは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」について説明いたします。資料につきましては、右上に資料 4 と書かれているものをご覧ください。この改正につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴って本条例の所要の改正をするというものになります。改正の内容につきましては、2 つございます。</p> <p>一つ目が、栄養士の免許を取得せずとも、管理栄養士になることが可能になることを受けて、関連する規定について改正を行うものが一つ。もう 1 つが、こちらはこの条例を定めた当時からですね、記載について誤りがあったことを、今回の条例案を改正し検討している中で、ありましたので同時にその誤りについて改正をするというもの、の 2 つになります。</p> <p>裏面に改正前後の条例の新旧対照表をつけてございます。先ほど申し上げた二つ目ですね、記載内容の誤りというのが 152 条の第 2 項のところですね。こちらの内容を改正するものです。</p> <p>もう 1 つの管理栄養士の部分は、中盤から少し下がったところですね。栄養士または機能訓練士指導員というところを、栄養士もしくは管理栄養士、とい</p>

酒巻統括主査	う表記に変えてございます。以上です。
菅野会長	はい、ありがとうございます。ご質問はありますか。
鈴木副会長	初歩的な質問なんですけど、この管理栄養士と栄養士っていうその辺の違いで、こういう条例に規定するっていうのはどういう意味を持っているのでしょうか。
酒巻統括主査	はい、まず改正前です。改正前のこちらの基準のままですと、管理栄養士または機能訓練指導員という属性の方しか基準に合っていないという内容になってしまうのですが、栄養士、管理栄養士の方も今回この改正に伴って指定地域密着型介護老人福祉施設の施設であったりですとかここに掲げられているいくつかの施設ですね、その施設の中で配置する、させる、できる人員として認められたという内容の記載になります。
菅野会長	そういうことじゃないと思うよ。 ご質問はね、要するに、今までは大学で栄養士の免許を取って、詳しくはわからないけど2年間実務をやって管理栄養士の資格をとると。その栄養士の免許をとって次に管理栄養士、じゃなくて、今回最初から管理栄養士となることが可能となると、そういうことでしょ、だからこの条例を変えるんだよね。
梅津次長	はい、今までの表記ですと、栄養士っていう今までの表記、これは管理栄養士も当然栄養士の資格を持っていますので、この表現で、栄養士でも管理栄養士でも大丈夫だったんですけども、今度新しく、栄養士の資格を持っていない管理栄養士の方が出てきますので、栄養士と管理栄養士、2つを並べないと表現できなくなってしまうため、ということで改正します。
菅野会長	病院の配置基準にも管理栄養士ってのがあって、なかなか栄養士さんじゃダ

菅野会長	<p>メなこと多かったんですけど、今回、もうちょっと今までよりは増えてくるかな、と。</p>
菅野会長	<p>他には、よろしいですね。それでは採決いたします。</p> <p>質問事項 4 「和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」を、原案通りでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。</p> <p><全員挙手 承認></p>
沖統括主査	<p>それでは次に入ります。諮問事項 5 について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>諮問事項 5 「和光市高齢者等緊急時通報システム事業実施要綱の一部改正及び事業実施に係る対象者の所得制限」についてご説明します。資料 5 をご覧ください。</p> <p>本事業は、再発リスクの高い疾患や発作等が想定される疾患を有し、緊急性の高いリスクをもつ独居等の高齢者を対象に、緊急時通報システムを設置し、緊急時にご家族や協力員への連絡、ガードマンが訪問し、初期対応を行う事業となります。この度の要綱の改正にて、現地派遣職員の対応についての追記、及び対象者の申請時点での所得制限を設けることといたしました。</p> <p>まず、現場は県職員の対応につきましては、これまでどおり、市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者であることを前提に、緊急時当該高齢者の様態確認に加え、緊急要請及び一時救命措置等の対応を行うことを明記したものです。</p> <p>また、対象者の所得制限については、当該事業新生児の介護保険料所得段階が第 1 段階から第 3 段階に該当する者に限定する要件を追加いたしました。介護保険料所得段階は申請時点のものを市での審査対象とし、その後所得段階が変更されて対象者要件を外れた場合でも、事業は継続されるものとします。</p>

<p>沖統括主査</p>	<p>なお、現在の要綱ですでに市が申請を受けて認定をしている対象者につきましては、経過措置として従前の対応といたします。</p> <p>これらの要件を加えた改正要件は令和7年4月1日から施行予定です。</p>
<p>川口主幹</p>	<p>今回、緊急時通報システム事業の実施において所得制限の要件を提案しておりますが、諮問事項1の時にもお話ししましたが、財政状況も鑑みまして、持続可能な運営をしていくためにも、今後、他の事業においても同様に要件を付することを考えております。</p> <p>ただ、やみくもに実施するのではなく、今年の7月頃には、令和6年度の収支の決算状況がまとまり、令和8年年度に繰越できる準備基金の額を確定させ、給付額の推移や近隣自治体の状況も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>はい。質問ございませんか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>所得段階でっていうところで、他の事業もこれから検討されるっていうことになるようなものが考えられているのかっていうのと、今まで対象だった人は変わらないっていう認識でいいのか、の確認です。</p>
<p>梅津次長</p>	<p>まず1点目の見直し対象となる事業につきましては、今現在所得制限をもうけている事業がありますが、それ以外、逆にもうけていない事業もありますので、そちらにつきましては見直していきたいというふうに考えております。</p> <p>それから現在すでに利用されている方につきましては経過措置という形で、今後も利用できるようにしてまいります。</p>
<p>山口委員</p>	<p>結構途中から変わると、説明もとても大変になってくるし、本当は必要なのに、できなかつたりっていうところにもなるかもしれないので、前もってわかっていると現場の方はうれしいなと思いますのでよろしくお願いします。</p>

菅野会長	<p>他にいかがでしょうか。ないようでしたら採決を行います。諮問事項5「和光市高齢者等緊急時通報システム事業実施要綱の改正及び事業の所得制限について」原案どおり承認でよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p><全員挙手 承認></p>
菅野会長	<p>次に報告事項になります。報告事項1について事務局から報告をお願いします。</p>
川口主幹	<p>前回の協議会から、2件事業休止の届がありました。1つは定期巡回・随時対応型訪問介護看護のリーシェガーデン和光本町ケアセンターで、休止日は令和6年11月30日。直前まで利用者は8名おり、市内の他の同様の事業者へ引き継がれております。もう1つは認知症対応型共同生活介護（GH）のひかりのさとで、休止日は令和7年2月28日予定でございます。利用者は7名おりますが、すべて他のグループホーム、有料老人ホーム、特養、ナーシング等に別に引継ぎが出来ております。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。撤退されたということで、まあ利用者さんが次に行かれているようで安心ですけれども、なかなか撤退されると困ってしまうという方も多んじゃないでしょうかね。これはご報告ということでよろしいですね。</p> <p>何かご意見・ご質問ございますか。無いようでしたら、事務局の方にお返ししますけれども。</p>
川口主幹	<p>はい、こちら事務局の方からは特段何かというものはございません。あと、また来年度になりまして、次回、ということになるんですけれども、冒頭に話をさせていただいたとおり、7月・8月頃に今年度の収支決算状況が明確になりますので、その時にそういった状況をお伝えしますのでよろしく願いいたし</p>

菅野会長	<p>ます。</p> <p>4 閉会</p> <p>はい。それでは、これで令和6年度第3回和光市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>議事録署名人 深野 正美</p> <p>議事録署名人 渡久地 勢子</p>